

Title	[東洋史研究會]大會抄録
Author(s)	
Citation	東洋史研究 (2004), 63(3): 582-587
Issue Date	2004-12
URL	http://hdl.handle.net/2433/138135
Right	
Type	Others
Textversion	publisher

大會抄録

漢律の「矯制」について

水 間 大 輔

漢律には「矯制」という犯罪を處罰する規定が設けられていた。矯制とは官吏などが皇帝の制詔と偽つて、官吏や民衆に對して勝手に命令を下すことである。文獻史料に見える漢律、及び近年公表された張家山漢簡「二年律令」によると、矯制の罪は「大害」・「害」・「不害」の三つに區分され、それぞれ「要斬」・「棄市」・「罰金四兩」という異なる刑罰が科されている。つまり、矯制を行つた結果、害をもたらしたか否か、またいかなる程度の害をもたらしたかによつて、要斬・罰金四兩の刑に處されることになる。すると、従來、漢律では一般に犯行の結果という客觀的な面よりも、犯人の意思・心情・動機という主觀的な面を重視する傾向にあるといわれてきたが、矯制では明らかに害が発生したか否か、どの程度の害が発生したかという、客觀的な結果がもつばら處罰の基準とされている。私は近年、秦律・漢律において犯人の意思・行爲、犯行の結果のうち、どれが處罰の基準として重視されていたのかという問題を中心に研究を行つてきたが、矯制の罪に對するこのような結果重視の處罰方法は注目し値する。そこで、本報告では主として『史記』・『漢書』・『後漢書』などの文獻

史料に見える漢代の矯制事件の實例を分析し、具體的にいかなる結果をもたらせば、それぞれ大害・害・不害と判斷されたのかについて検討し、その意味するところについて考察を加えたい。

西夏皇帝の側近集團

——西夏語・漢語文獻からの復原——

佐 藤 貴 保

従來の西夏政治制度史研究は、隣國の宋・金朝側の漢語文獻に残る斷片的な情報に頼つたため、皇帝と外戚との間の權力闘争の推移といった政治史的考察は若干爲されたものの、政權の人的構成等の詳細は西夏建國前後を除き不明であつた。また西夏側の文獻を活用する試みは、いまだ本格的には行われていない。

本報告は、西夏皇帝の側近を取り巻く集團の人的構成の特徴や職務、そして人材登用制度を、宋・金朝側の漢語文獻だけでなく、西夏語を中心とする西夏側の文獻をも活用して明らかにするものである。西夏側の文獻に現れる人物が帯びている官稱號を分析すると、「殿前」「内宿」といった稱號を帯びる集團と、「學士」「博士」といった稱號を帯びる集團の二つに分かれる。「金史」に記録されている、西夏が金朝へ派遣した使節は、正使が前者、副使が後者の稱號を帯びることが多く、二種類の集團の存在を示唆している。西夏の法典の規定によると、前者の集團は、皇帝の側近にあつて宿衛や家政を司るものとされている。そして彼らは皇帝

一族以外の様々な部族から選抜されていたことが諸史料から確認される。これに對し後者の集團は、學科試験によつて採用され官僚養成機關での教育を経た文官であつたとみられる。こうした皇帝の側近集團の人的構成・人材登用制度の側面から、タンゲート族や漢族など様々な民族・部族を約二百年にわたり統治した西夏の國家體制の特徴を論じていきたい。

オスマーン帝國のハーカーンたち

——碑・刻・銘文資料からの考察——

井谷 銅造

發表者は、一九七七年以來、オスマーン帝國の首都であつた、イスタンブルやアナトリアの各地で、碑文・刻文・銘文の實地調査を續けている。時の政治權力者であつた、スルターンたちが各地に作らせた、マスジド・ジャーミウを初めとする建造物やその内装品には、建設や製造を命じた王侯、有力者の名前が、碑文・刻文・銘文として残されている場合が少なくない。それらの碑文・刻文・銘文などの資料を、他の文獻資料から明らかにする、政治史、社會史、經濟史の中に的確に位置づけることが、發表者の研究の目的であるが、この分野での日本の先行研究は、ない。今回は、これまでの調査研究の中でもオスマーン帝國の支配者の稱號という問題を取り上げる。オスマーン朝のスルターンたちは、ムラード一世（在位一三六〇—一八九）以來「ハーカーン」と

いう稱號を碑文中で、公的に使用している。「ハーカーン」、「ハーン」という稱號は、周知のように、北アジアの遊牧民族であつた柔然以來、政治支配者の稱號として使用されてきたものであり、モンゴル時代以降は、チンギズ・ハーンとその一族の血統を引く、支配者に限つて用いられた、由緒ある稱號である。この「ハーカーン」、「ハーン」という稱號が、そもそもは、アナトリアの西北部に興つたトゥルクマーン系の小政權であり、チンギズ・ハーン家とは何の關係もない、オスマーン朝で使用された理由や、背景は何であるうか。この理由や背景について、アナトリア史とユーラシア史の両面から、具體的な證據を提示しつつ、考究していきたい。

國號隋字について

高橋 繼男

従來、隋王朝の國號（朝號）について主に二つの學説がある。一は明末清初の顧炎武に始まり、清の吳玉搢、王昶らによつて繼承發展させられた説で、唐以前には「隋」と「隨」が通用されているので國號を「隋」とする定制はなかつたであろうという。二は近現代の學者岑仲勉の主張で、隋代には確かに「隋」であつたが唐の初葉に「隨」と書かれ、中唐になつてしだいに「隋」と記されたとする。二つの説は、隋の文帝が「隨」字を嫌い之を除去して「隋」字を國號に定めたと傳えられるいわゆる「隋文帝改隨

説」に對して、ほとんど相い反する學説となつてゐる。兩者の相違はともに主として石刻を史料として用いながら、前者が特定の個別的な石刻に注目してなされたのに對し、後者は石刻史料を總合的に觀察したことによるものであろう。しかし、岑仲勉の所説も唐代に關しては具體的な論據を明示していない。

そこで本報告では、一九八〇年代から陸續と出版されている隋唐の石刻關係史料をできるだけ網羅的に調査した結果を提示し、國號隋字が隋、唐代にどのように變遷したか、その實態を明らかにして、國號が「隋」であつたらうとする理解を得たい。關連して隋、唐代に國號隋字の字形が大きく變化するのは何故か、その政治的、文化的背景についても言及してみたい。

中國江南の水郷都市における河岸空間の形成過程について

高村 雅彦

中國江南の蘇州や鎮の河岸空間を對象に、その形成過程を解き明かしながら、現在に直接通じる水邊の都市景觀が明末清初に確立したことを示していく。

これら水郷都市の河岸空間には、石堤が築かれ石橋が架かり、また船の降り降りや取水のための〈河橋〉が附けられ、さらに水路からの玄關として〈水牆門〉などと呼ばれる建物がつくられる。これらの都市施設や建物が、明末清初の土地開發や河幅の變化、

水上の不法占據といかに關連しながら、どのような建設主體、増改築、所有形態、使用の權利、共同體、維持管理によつて成立したのかを考察することによつて、江南ならではの水邊空間の形成の特質を歴史的に明らかにしようとするものである。そのためには、河岸空間のみに焦點をあてるのでは不十分であり、その基盤を作り上げるための條件となつた流域文化圏⇓川・道⇓街區⇓敷地⇓建物⇓人と生活といつた相互の關係を連續的に見ていく必要がある。それをフィールドワークによるフィジカル空間把握と文獻史料の両面から考察し、時間軸と空間軸の兩方をクロスさせて、現代に活きる河岸空間の歴史的層性を解き明かす。宮殿や寺觀などのモニユメントばかりを對象とした従来の建築史とは異なり、水路・橋・道路からなる有機的な仕組みとその間を埋めて連なる中小の住宅や店舗が重要な要素であり、そこに土木史や社會史の視點を組み込んで、研究の總合的かつ新たな枠組みの創出を圖つてみたい。

ムスリムのビザンツ遠征に伴うキリスト教徒の

人口動態

——捕虜の連行と強制移住に注目して——

太田 敬子

七世紀半から九世紀にかけて、カリフ政權の國家的事業として繰り返されたビザンツ遠征は、ビザンツ帝國の國土の荒廢と人口

減少を招くと共に、多数のキリスト教徒が捕虜、または強制的移住者としてイスラーム領域に流入するというイスラーム領域とビザンツ領域雙方に跨る人口移動をもたらした。身代金支拂いや恩赦等によって捕虜の解放や移住者の歸還の可能性が無かつたわけではないが、ビザンツ都市の征服や破壊がキリスト教徒人口に大きな變動をもたらしたことは否めない。一方で、侵入戦による人口變動を一時的かつ限定的な現象と見なし、さらに九世紀以降定例的に行われるようになった捕虜交換が、かなりのレベルで人口變動を回復する機能を果たしたという見方もある。近年、捕虜の状況や捕虜交換に關してビザンツ史の文脈からも詳細な研究が發表され、捕虜交換や赦免によってビザンツ領域へ歸還したキリスト教徒の人口は限られた範囲に留まり、多くの者は一生または長期に亘ってイスラーム領域に残留したことが檢證された。彼らが、特に都市部において、在來の「庇護民」社會に影響を及ぼした事例も確認される。一方で、連行や移動に際しての死亡率は高く、記録された捕虜の數とイスラーム領域に流入した人口との間には隔たりがあったことも否めない。これらを踏まえて、本發表ではキリスト教徒の國境を越えた人口移動とその社會的影響に關して再検討を試みたい。

『度支奏議』と明末の流賊反亂

——陝西北部の兵餉問題を中心にして——

吉尾 寬

明末の流賊反亂（李自成・張獻忠の亂）の發生・擴大の要因については、これまで「三餉」（遼餉・剿餉・練餉）の加派に重點を置き、その徵收額の變遷或いは反亂地區の農民に與えた影響について實證的に考察されてきた。この點に關して、畢自嚴撰『度支奏議』は、崇禎年間初期の戸部官僚が數量的把握をもとに、農民の負擔輕減を考慮に入れた兵餉供給策を精力的に進めていた事實を明らかにしている。

戸部尙書畢自嚴は、當時陝西北部への兵餉銀（とくに民運銀）が非常に滞っていた状況に對して、京運銀（舊餉）を主體とした兵餉供給の維持に努め、そのためには、本來遼東の滿州族に對する遼餉銀（新餉）を反亂地區に投ずることも辭さなかつた。『度支奏議』所收の關係の奏疏はかかる操作を、「扞抵」「兌扞」等々として個別に多數記載するとともに、「通融調劑」として總括的に表示する。

本報告においては、『度支奏議』にもとづいて、崇禎二（一六二九）年から同五（一六三二）年、戸部尙書畢自嚴が延綏鎮・延安府を中心とする陝西北部への兵餉銀供給策として講じた、「新餉」と「舊餉」、京運銀と民運銀、延綏鎮と他省（四川）、それぞ

れの間で進めた一連の兵餉銀の振替・相殺操作及びその結末について紹介する。それにもとづいて、明末の戸部官僚の手法の特徴、流賊反亂の發生・擴大の要因について卑見を述べたい。

日中戦争期上海の難民救済問題について

小濱 正子

日中戦争の際、戦火のもと中国では多くの難民が発生した。戦時には中立であった上海の租界には、大勢の難民が流れ込み、上海社會は、八・一三事變（第二次上海事變）後四年あまりにわたって、多数の難民を給養し続けた。本報告は、日中戦争の各段階の上海で、どのような勢力がどのように難民問題に對應したかを初歩的に明らかにすることによって、日中戦争期の上海社會、特にそこにおける社會的弱者の救済を中心とする公共的機能遂行のあり方が如何なる變化をとげたかを考察したい。

一九三七年八月の八・一三事變勃發後、上海では約三ヶ月間、激しい戦闘が行われ、そこでの難民救済工作は、日本軍の侵略に對する抗戦のシンボルとしての意味を興えられた。中國軍が上海周邊から撤退した後「孤島」と呼ばれて重慶政府・中國共產黨・在滬外國勢力・日本軍及び對日協力政權等の各勢力の角逐する場となり、一九三八―三九年には奇形的な好況に沸くが、やがてインフレが進行して市民生活が困難になる。難民救済工作は、上海社會の狀況變化に對應して何度かそのシステムを再編しながら、

一九四二年初めまで續けられた。

ヘラートのヤール・モハンマド・ハーン

——一九世紀中期のイラン・アフガン關係史——

小牧 昌平

一八一八年の内戦以降、アフガニスタンは混亂した状態が續いたが、一八四〇年代以降は、カーブル・カンダハール・ヘラートの三政權が鼎立する状況が續いた。そのうちヘラートは、東方のカーブルと南東方のカンダハール、西方のカージャール朝にはさまれる地理的位置にあり、三方向から壓力を受ける困難な状況に置かれていた。

カーブル・カンダハール兩政權は共に新興のモハンマドザイー系であり、敵對するサッド・ザイー系のヘラート政權征服を狙っていた。カージャール朝もヘラートの領有權を主張しており、一八三七年から一年ほどはこれを包圍して征服を圖ったほどであった。

このような危機的状況の中で、ヘラートのヴァズィール、ヤール・モハンマド・ハーン・アリコザイーは、一八四二年、支配者のカムラン王子を殺害して支配權を掌握した。その後、彼はカージャール朝に表面的に服従することで西方の不安を取り除き、カーブル・カンダハール兩政權ともうまく對應して、ヘラート政權を存續させることに成功したのである。

ヤール・モハンマド・ハーンについては、アフガン側の第一次史料がきわめて少ないことから、従来、主に英國外交文書によって紹介されるに過ぎなかった。本発表では、英國側史料に留まらず、可能な限りアフガン側・イラン側の史料をも利用して彼の實像に迫り、それによって、當時のイラン・アフガン関係における諸問題についても考察したい。

咸豊・同治期の中琉日關係に關する一考察

——尙泰冊封問題を中心に——

西 里 喜 行

清國の咸豊・同治期、日本の幕末維新期における「内憂外患」や政治的變動は中琉日關係にも波及し、琉球國存立の基盤を動搖させた。本報告では、中琉日關係の未曾有の變動の内實に、三つの問題からアプローチしたい。

第一に銅器供出問題。咸豊二年、軍需費調達手段として獨自に銅錢の鑄造を開始した福建當局は、咸豊七年、鑄錢用の銅不足のため琉球側へ銅の提供を要請した。傳統的中琉關係の枠組みを逸脱する要請を受けて困惑した琉球側は、最終的に薩摩の協力をも得て二萬五千斤の銅器類を「奉獻」する。この間の福建・琉球・薩摩の對應と認識に注目したい。

第二に進貢使進京・慶賀使參府問題。清國內亂のため、琉球の進貢使は變則的旅程を強いられ、進京できない事態にも遭遇した。

進京に固執する琉球側の事情と清國の對應を検討したい。他方、日琉關係では、十三代、十四代將軍の襲職慶賀のため、慶賀使の參府が計畫されながら實現しなかった。その背景及び琉球にとっての參府の意義を考察したい。

第三に尙泰冊封問題。尙泰は國王に即位して十九年後に清國皇帝から冊封され、さらに六年後に明治天皇から冊封される。中琉關係における尙泰冊封問題は、冊封のリスクとコスト、名分と實利という視點から、琉球側の安全保障問題として再検討されなければならぬ。他方で、明治政府内の琉球Ⅱ日清兩屬論と琉球Ⅱ日本專屬論の折衷案として實施された尙泰冊封を、琉球側はどのように受け止め對應したのかという視點から、日琉關係における尙泰冊封問題を再検討したい。